

熊本市児童相談所長 様

熊本市児童相談所の第三者評価
報告書

(令和 5 年度 3 月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関



一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で熊本市児童相談所第三者評価を実施した。

●評価の方法

2020 年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所における第三者評価 ガイドライン（案）」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「児童相談所における第三者評価ガイドライン(2023 年度版)」(以下ガイドライン)を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

58 項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学 4 年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

・ 関係機関アンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、研修計画、事務分掌、子どもに対する説明資料（権利ノート等）、その他必要と思われる情報 等

3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司 等)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司 等)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～Cの4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

児童相談所第三者評価の実施方法	1
目次	3
総評	
総評	5
第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求	7
第Ⅱ部 児童相談所の組織	9
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理	11
第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援	13
第Ⅴ部 社会的養育の推進	15
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援	16
第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携	17

総評

(2023 年 10 月 19 日～20 日 実地調査実施分)

総評

優れている点

職員は子どもに対して寄り添おうとする姿勢を持っており、子どもとのコミュニケーションを重視しています。子どもの意向に沿った支援を目指し、子どもからのアンケート結果もこの点を支持しています。

組織としては、管理職を含む組織全体が、現状に満足することなく、常に自己反省と改善を行っていることは高く評価できます。職員の多くが社会人経験や社会福祉経験を豊富に有しており、業務改善や研修への積極的な取り組みが見られます。また、警察からの人員派遣があり、初期対応や援助方針会議において警察的な知見が役立っています。職員間の関係も良好で、チームワークが機能しています。業務改善委員会を通じた組織改善も行われています。

人員数および経験年数が十分とは言えない中で、一定の水準で児童相談所（以下、「児相」）業務を行うことができてるのは、各種仕組み化に取り組んできた結果であると考えられます。また、当初は児相の方針に難色を示す保護者がいる場合にも、話し合いを通じて合意に至ることがほとんどであり、結果として児童福祉法第 28 条申立等に頼ることなく、必要な支援を子どもに対して提供することができています。

里親についてもフォスティング機関がきちんと機能しており、低い不調率を維持しながら里親委託比率を着実に高めることができています。また、熊本市にある「こうのとりのゆりかご」経由で特別養子縁組の件数が多いため、特別養子縁組の実務がある程度確立しています。特別養子縁組については、ぜひ全国にモデルを示していただきたいと思います。

改善が必要な点

子どもの意見表明権を含めた子どもの権利擁護意識のアップデートが不十分のように思われました。アドボカシーの仕組みの実装に関する認識も十分とはいえません。研修の実施やアドボカシーの導入などを進める必要があると考えられます。

また、児相において職員の人員不足と経験年数の低さは解決が必要な課題です。特に初動班の業務負荷は高く、時間外勤務が多くなっています。採用予算の拡充と採用活動の抜本的な改善が望まれます。

人員不足・経験不足が理由となり、アセスメントについても複層的・重層的な分析ができていないケースが散見されています。また、保護者との関係維持に努めるあまり、ケースに踏み込まず十分なアセスメントができないケースも見受けられました。これらが結果として子どもの最大の利益に資さない意思決定になるリスクを有しています。

現在の人員体制での見落とし等を防止するためのマニュアルも十分ではないようです。児相業務についてのマニュアルを進め、定期的に見直して改善することが望まれます。また、会計年度職員をうまく活用して業務効率化をすることも可能ではないかと思われます。

また、施設との関係を維持することは重要ですが、時には毅然とした態度で指導をすることが施設内虐待等を抑止するためには必要となります。特に、現状においては、施設内虐待の疑いがあった場合などには、まず本庁がアセスメントを行うこととなっていますが、被措置児童虐待対応ガイドラインでは「都道府県児童福祉審議会の第三者的、客観的な視点に基づいた公正な判断によって、子どもの権利の救済が図られることを念頭に置いた対応が求められる」（９頁）とされています。このことを踏まえ、児童福祉審議会に速やかに報告し、事案の特徴を踏まえた第三者的・客観的判断に基づくアドバイスを受けながら、事実の調査やアセスメント、児童への対応、施設・里親等への指導や改善勧告などについて、本庁・児童相談所・児童福祉審議会が連携しながら弁護士等の外部の専門家を利用なども含め、必要な対応を行うことが求められます。現状では第三者的・客観的な視点を確保する必要性に関する理解が十分ではない様子が見受けられることから、改善が急務と考えます。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	- 子どもの意見表明権をはじめとする、子どもの権利を第一においた相談対応
児童相談所	- 子どもの権利擁護についての研修の実施 - アドボカシーの導入 - 職員全体の経験値を高めるための人事施策の実施 - 子どもの権利ノートの再作成を通じて、子どもの権利についての理解を更新すること - 各種業務のマニュアル化・仕組み化 - 初動班と地域班の人員拡充 - 会計年度職員等を配置し、事務作業、記録等の業務軽減を図る
設置自治体	- 職員採用に関する予算配分および広報活動の強化 - 区との連携方法について自治体レベルで音頭を取り、仕組み化すること - 超過勤務実態の把握と解消の努力をすること - 児相職員の専門性が担保できるような人事異動の仕組み - AI 判定や自動文字起こし等のシステム導入による業務効率化を図る - 公用車不足の改善
国	- 子どもの意見表明権についての指針の拡充、研修の実施 - 警察と児相の連携のあり方についての検討（特に DV ケースなど） - 市区町村の機能強化をさらに進める施策の導入 - 人材育成体系のモデル提示

第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

優れている点

- 子どもに向き合い、コミュニケーションを大切にしようとする気風があり、職員は献身的な姿勢を持って対応されています。子どもに寄り添う姿勢が十分に感じられ、子どもの意向に沿った支援を目指していることが見てとれます。
- 子どもへのアンケート回答でも、「児童相談所の担当者が話をよく聞いてくれる」と全体の 85%近くの子どもの評価していることから、組織全体でこの姿勢が定着しているようです。さらに、管理職も含めた組織全体で、現状に満足せず、保護者寄りの考え方になっていないかなどを常に振り返り、検討していることも評価されます。

改善が必要な点

- 上述のように子どもを大切にする姿勢はうかがえるものの、子どもの権利擁護に関する認識が十分にアップデートされておらず、意識改革が急務であると考えられます。子どもの意見表明権を尊重することは、単に話を聞くだけではなく、子どもが本当に話したいことを聞ける環境を整え、専門訓練を受けた人々の助けを借りて、子どもの真の願いを理解し、それを援助方針に反映することを意味します。現状では、子どもの発言を聞くだけで、保護者や児相の判断と合わない場合は子どもを説得する実務が多いとされています。アドボカシーの仕組みの早急な実装が望まれます。
- 子どもの意向と児相の考えが対立する場合や、子どもの意向が不安定な時は、第三者の視点での意見聴取や検討が必要です。また、一時保護所用の子どもの権利ノートが「ルールブック」のようになっていました。“保護された理由や不安に思っていることを尋ねることができる”ことなどの記載がなく、他方で、生活時間の定めがあることや自由に外出できないことなどの説明が行われていました。入所児童の置かれた立場や心情に即して、子どもの権利を説明する記載が少ない点は改善が必要です。
- 社会的養護のもとで生活する子どもの権利擁護には特に配慮が必要です。問題行動が見られたとしても安易に処分を受けることがないよう、子どもの立場に立った支援をする必要がありますが、この点が不十分なケースも見られました。子どものちょっとした問題行動に対して即退学・施設退所などの過大な罰が与えられることは可能な限り避けたいといけません。

提案

- 意見表明権の尊重を含めた、子どもの権利保障についての研修の実施
- 一時保護所向けの子どもの権利ノートの再作成（作業を通じて子どもの権利擁護についてより意識が明確になります。子どもの状況別・年齢別に複数のノートをわかりやすく作成している大阪府中央児相の仕組みが参考になります）

- 一時保護および社会的養護下にある子どもに対するアドボカシーの導入（江戸川区児相の取り組みが参考になります）
- 会計年度任用職員による通学の援助や一時保護専用施設の設置により、一時保護児童の通学の権利保障に取り組むこと
- 重要な決定において子ども、保護者、児相の意向が異なっている場合等には児童福祉審議会を積極的に活用すること
- 日弁連子どもの法律援助制度などを活用し、子どもが弁護士に相談したり援助を受けることができる体制を、地元弁護士会とも協議の上で導入すること

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	B
No.3	子どもにとって重要な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	B

第Ⅱ部 児童相談所の組織

－ 児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

優れている点

- 職員の経験年数は少ないものの、社会人経験や社会福祉経験が豊富であり、その経験を活かして業務を行っています。経験年数の短さに鑑みると高い水準の業務が行えており、業務改善の取り組みや研修への労力も高く評価できます。
- 職場の人間関係は良好で、職員間の談笑が見られるなど、ストレスが溜まりにくい職場であると見受けられました。チームとしての機能が良く、組織全体の協調関係により業務が円滑に進んでいます。相談しやすい関係が作られており、“ともすれば起きやすい、職員の未熟さや独断に伴うリスク”はある程度抑制されているようです。また、業務改善委員会を通じた職員からの提案により、継続的な組織改善が行われています。
- また、熊本市では警察からの人員派遣があるため、警察との連携がスムーズで、初期対応や援助方針会議に警察的な知見が役立っています。
- 熊本市全体で利用されている情報システムの質は高く、データ取得にかかる待ち時間が短いなど、今後 DX を進めていくために良い土台となっています。
- 社会的養護についての措置児童支援の専管部署が設置され、相対的に手厚い支援体制が敷かれています。個人情報の管理・運用は適切で、子どもに関する記録も安全に扱われています。また、令和 5 年に本庁（市）にこども局が設置され、児相はその中の“部”相当となっている点も評価できます。

改善が必要な点

下記については、児相の運営とサービスの質を向上させるために、緊急に取り組むべき課題であると考えます。

- 人員不足と経験年数の低さ：職員は年々増員されていますが、全体的に人員不足であり、国基準を満たす配置には至っていません。特に初動班に対する負荷が高いことが問題です。児相業務の専門性に鑑みると、児相経験者を増やすなど、より手厚くする必要があると感じられています。一部の職員らから「SV が変わると実務も変わっていくだろう」というコメントが聞かれましたが、これは言い換えると、全体の仕組みが属人化している可能性を示唆しています。
- 電話受付体制：現在、対応可能な職員がその場で電話受付を行っていますが、その職員が行っていた業務の手が止まるという非効率な状況が生じています。
- 初動班の超過勤務：初動班担当者の多くは経験が少なく、現場調査時の漏れにより再調査が必要になる場合もあるようです。調査必要事項を整理したシートの準備などの工夫が求められます。
- システムの効率性：システムへのデータ入力に多くの手間がかかっており、職員の時間外勤務の増加につながっているため、これも改善が望まれます。
- 職員の育成：OJT が主な育成方法とのことですが、効果的に進めるための SV 人材が不足している状況です。研修は充実しているものの、現場実践を通じた指導・教育ができる人材の育成が重要な課題と思われます。

- 公用車の配置：一時保護や家庭訪問のために公用車を活用されていますが、公用車の配置台数が不足しています。緊急対応の出動や一時保護児童の病院受診に影響を及ぼしていますので、配置台数の増台が求められます。

提案

- 電話対応と来所相談の改善：電話対応と来所相談については、非常勤職員を配置し、執務室職員の業務中断を防ぐ仕組みが望まれます。また、児相閉所時間中の緊急電話対応についても、外部委託も含めた対応を検討することで、職員の負担軽減を目指していただきたいと思います。なお、職員が行う場合には、それに対する給与保障もするようにしてください。
- 情報入力の改善と AI によるリスク判定：セキュリティに配慮された携帯電話アプリ等、モバイル端末を用いた庁舎外での情報入力や、電話対応や面接の文字起こしの自動化、AI によるリスク判定などの技術的な取り組みを検討されてはいかがでしょうか。文字起こしの自動化については、東京都の仕組みが参考になります。
- 職員採用活動の強化：知識や経験を有した職員を多数採用するためには、児相の活動についての理解を深めるための広報活動や採用戦略が必要です。これについては児相単体ではなく、市を巻き込んだ取り組みが必要とされています。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	B
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	B
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	B
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	A
No.9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	B
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A
No.12	児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか	B

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

優れている点

- 援助方針の仕組み化：援助方針策定に必要な論点については、ある程度仕組み化されており、職員の経験年数が少ない中でも効率的なケースワークを行うことが可能になっています。援助方針会議における議論も、効率的に行われつつ、必要に応じて時間をかけた議論がなされています。
- 専門職の配置：現職警察官、弁護士、医師などの専門職が配置されており、専門的な知見に基づく助言や支援が提供されています。特に現職警察官がいることにより、初期対応における子どもの安全確保がしやすいことや、警察機関としての意見や考えが家族に伝わることで、話し合いがスムーズに進みやすいなどの利点があることが見受けられました。
- 一時保護所の運用：施設や里親のキャパシティがほぼ埋まっているなかでも、毎週定例で一時保護児童のケース進捗を確認し方針検討するなど、一時保護所の定員超過や長期化といったボトルネックを解消することへ取り組んでおり、一時保護が長期化している子どもが相対的にかなり少ないことは評価できます。

改善が必要な点

- 初動班の業務負荷改善：初動班の時間外勤務が突出して多くなっています。この業務過多により、見落とし等に起因する重大事故発生の可能性が高くなっています。
- アセスメントの質向上の必要性：職員不足に加え、職員の経験年数が短いため、ケースのアセスメントや援助方針の策定に深い考察が不足している場合があるように見受けられました。一部に経験豊富な SV がおり、その少数の SV によって援助方針が基本的に決まっているため、議論がなかなか重層的になっていないことが多いようです。在宅ケースに対する支援も十分でなく、リスクを未然に予防するには至っていません。また、初動対応において調査が子どもの安全確保に重点が置かれていることは評価できますが、その後の支援に関するニーズのアセスメントもある程度は行うことで、支援につなげやすくなります。
- 子どもの権利擁護強化：援助方針策定において、子どもの意向よりも、保護者との関係性維持や、児相の意向が優先されることが多い印象を受けました。子どもの権利擁護の観点からは、アドボカシーなどを経て子どもの意向を尊重することが求められます。
- 一時保護期間の長期化：解消に取り組まれていますが、一時保護所が満員に近い状況が継続しており、改善が必要です。また、一時保護中児童の通学の保障も改善が必要です。
- 区との連携：児相と区のあいだで、業務対応の線引が明確でないようでした。これにより虐待ケースへの対応が遅れたりすることがないように、評価指標の共通化や組織的なバックアップ体制の構築が必要です。

提案

- 初動班の拡充および初動対応における仕組みの拡充
- 子どもの意向と児相の意向が異なるケース全件について、児童福祉審議会にかけること
- リスク感覚とアセスメント力の向上：過去の死亡事例検証の勉強会などを通じて、危うい事例に対するリスク感覚を養成し、アセスメント力を高めるための研修を実施すること
- 一時保護専用施設の設置により、一時保護中児童の通学の権利を保障すること
- 地域支援担当職員の配置：地域支援担当職員を配置することで、区との協議がより楽になる可能性があります。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.13	相談・通告の受付体制が確保されているか	B
No.14	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.15	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
No.16	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.17	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.18	アセスメントに必要な調査が行えているか	B
No.19	アセスメントが適切に行われているか	B
No.20	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	B
No.21	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	A
No.22	援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	A
No.23	援助方針の内容は適切か	A
No.24	市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	B
No.25	在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	B
No.26	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	A
No.27	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	A
No.28	児童相談所の変更に、十分な検討が行われているか	A
No.29	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
No.30	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

－ 社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案

優れている点

- フォスティング機関の設立と里親支援：フォスティング機関を設立し、児童養護施設に里親支援専門相談員を配置することで、里親に対する支援が充実しています。これにより、低年齢の子どもに対して里親委託が一つの選択肢として常に考慮され、里親不調の比率が低いことから、これらの取り組みが成果を上げていることがわかります。
- 18歳以上の子どもへの対応：18歳以上の子どもからの相談に対しても積極的に対応する姿勢があり、この点が高く評価できます。
- 援助方針決定の適切な運営：社会的養護を要する子どもの援助方針決定プロセスは適切に運営されています。方針決定に際しては、一時保護の長期化を最小限に抑え、措置先への移行が円滑に行われるよう配慮されています。
- 社会的養護についての専管部署：施設措置や里親委託後には、施設班と里親班が専管部署として活動し、社会的養護に重点的に取り組んでいます。各施設や里親との連携を通じて、丁寧な支援が行われています。

改善が必要な点

- 施設の育児力低下と虐待の問題：一部の施設で子どもを育てる力が弱まっている状況があり、虐待が発生しているケースもあるようです。もしそのような懸念を児相が抱いた場合には、児相から施設に改善を働きかけたり、市の児童福祉審議会を通じて指摘をしたりするなど、施設改善に向けた積極的な介入が求められています。
- また、施設との関係を維持することは重要ですが、時には毅然とした態度で指導をすることが施設内虐待等を抑止するためには必要となります。特に、現状においては、施設内虐待の疑いがあった場合などには、まず本庁がアセスメントを行うこととなっていますが、被措置児童虐待対応ガイドラインでは「都道府県児童福祉審議会の第三者的、客観的な視点に基づいた公正な判断によって、子どもの権利の救済が図られることを念頭に置いた対応が求められる」（9頁）とされています。このことを踏まえ、児童福祉審議会に速やかに報告し、事案の特徴を踏まえた第三者的・客観的判断に基づくアドバイスを受けながら、事実の調査やアセスメント、児童への対応、施設・里親等への指導や改善勧告などについて、本庁・児童相談所・児童福祉審議会が連携しながら弁護士等の外部の専門家を利用なども含め、必要な対応を行うことが求められます。現状では第三者的・客観的な視点を確保する必要性に関する理解が十分ではない様子が見受けられることから、改善が急務と考えます。自立支援計画の議論不足：業務過多が原因で、社会的養護下の子どもたちに対する自立支援計画について十分な議論がされていない状況です。これを考慮すると、自立準備およびその後の支援の拡充が重要と思われます。
- 施設と児相間の情報共有不足：施設に措置されている子どもの問題行動や、施設職員との関係不調があった場合、施設と児相間での情報共有や支援方針の確認が不十分なケースがあるように見受けられました。見立てが共有されないままでは協働関係が困難になり、子どものニーズ把握と適切な支援の展開が難しくなります。
- 問題行動への対応と権利擁護：施設で生活する子どもの問題行動が発生した際には、施設や学校中心の

対応に偏らないよう、児相が子どもの権利擁護の立場から積極的に介入することが必要です。必要に応じて代理人弁護士を選任し、被措置児童の権利擁護を強化することも検討されるべきです。

- 日常生活におけるリスクファクターの早期把握：児相が介入する前に、日常生活の質や関係性においてリスクファクターが積み重なっていることがあります。これを早期に把握し対応するために、第三者の視点から定期的に子どものニーズを評価する仕組みが必要です。
- 各種マニュアルの未整備：一時帰宅、措置の終結判断、解除後の支援、入所後の支援などについてのマニュアルが整備されていないため、SVらが変わると支援内容が変わってしまうリスクが存在しています。何度も行われる業務については、マニュアルを整備し、それをもとに運用することによって組織的な対応が可能となります。
- 措置延長の基準不在：現時点では措置延長についての基準がないとのことですが、そうすると往々にして措置延長がされにくくなるといったことが多く発生しますので、措置延長基準を明確に設けることが望まれます。

提案

- 課題のある施設等に対する能動的な行動の実施。たとえば、施設側との方針が食い違っていたり、施設側に課題があると判断される場合には児童福祉審議会や外部専門家を活用して、施設への意見申し入れを行うなど。
- 業務についてのマニュアルの作成と、その定期的な見直しを通じた内容拡充。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.31	社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	A
No.32	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.33	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A
No.34	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	B
No.35	援助方針の見直しが適切に行われているか	B
No.36	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか	B
No.37	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	A
No.38	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	C
No.39	一時帰宅における対応が適切に行われているか	B
No.40	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	B
No.41	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	B
No.42	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	B
No.43	子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.44	18歳を超えても、必要なケースについて支援を行なっているか	B

第Ⅴ部 社会的養育の推進

－ 家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
優れている点 - フォスティング機関：フォスティング機関設置後、里親の登録・育成・支援が大幅に改善しています。特に里親不調率が低いことから、フォスティング機関の業務の質は高いものであると考えられます。各施設に配置された里親支援専門相談員も、里親支援に貢献しています。 - 里親委託率の向上：里親委託率を毎年 2.5% ずつ伸ばす計画が立てられ、着実に達成されています。里親委託が必要となる事例においては、子どもに選択肢を提供するために複数の里親候補が検討されています。 - 特別養子縁組のプロセス確立：熊本市では「こうのとりのゆりかご」経由で特別養子縁組となることが多いため、他児相では不慣れになりがちな特別養子縁組についてプロセスが確立されています。特別養子縁組の成立後も、児相とフォスティング機関で様子を見つつ、必要に応じてフォローを行っています。 改善が必要な点 - 他児相や病院との連携：「こうのとりのゆりかご」経由で特別養子縁組の案件がやってくることから、病院や他の児相との連携が必要となる場合が多いため、ときにコミュニケーションギャップが生じるなどの課題がある場合が見受けられます。 提案 - 汎用性のある特別養子縁組マニュアルの作成：熊本市ではこれからも多くの特別養子縁組が実施されることが想定されますので、特別養子縁組のプロセスをきちんと確立した後に、そのプロセスを汎用性のあるマニュアルとして、全国にその事例を共有することを期待したいと思います。	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.45	家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
No.46	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
No.47	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	A

第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援

- － 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか
- 家族に対して必要な支援が行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
優れている点 - 保護者との話し合い：難しいケースにおいても、28 条申立に至らず、保護者との話し合いを通じて合意にいたるケースが多いようです。これは職員の高いコミュニケーション能力や、保護者に寄り添おうとする気持ち、警察との密接な連携などに起因するものではないかと考えられます。 - ケースの進行管理：ケースの進行は児相内で共有されたデータによって管理されており、適宜確認が行われています。 改善が必要な点 - 在宅指導のフォローアップ：在宅指導を続けるケースにおいて、家庭とのコミュニケーションが十分に取れていない状況がしばしば見受けられます。在宅指導はケースの深刻化を未然に防ぐために重要であり、これに対する適切な仕組み化と取り組みが求められています。 - 保護者のアセスメント：家庭内で性的問題などの難しい問題が発生した際、保護者との関係構築を重視することは重要ですが、子どもの利益を損なわないことが大前提となります。保護者との関係重視によってアセスメントが不十分となり、保護者寄りの支援方針になってしまうリスクに対する注意が必要です。 提案 - 専任職員の配置：在宅指導の難易度に鑑みると、他地域の児相における「親子の絆再生事業」のような専任スタッフを配置し、直接および間接の専門的支援を提供することも検討されるとよいかもしれません。	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.48	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.49	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
No.50	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	B
No.51	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	B

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携

- － 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
- 児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

優れている点

- 関係機関との距離の近さと連携：市設置の児相であるため、関係機関との距離が近く、要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」）もよく機能しています。警察や教職員が児相で勤務していることもあり、これら機関との連携がスムーズに行われているようです。
- 政令指定都市としての強み：区との関係においては、こども局のもとで政策や人事を共有しながら進めていくことができるのは強みです。市全体の児童相談部門の人材育成や関係機関合同研修の実施も高く評価できます。
- マニュアルやアセスメントシートの共有：虐待の程度の評価に関して、区との間で一致しないことがある課題が認識されているものの、区との連携時に用いられるマニュアルやアセスメントシートを共有する体制が整備されている点は評価できます。

改善が必要な点

- 県との協議の改善：県児相との協議は文書回答が基本とのことですが、全てを文書回答にすると非効率になる可能性もあるため、電話や対面、時には Web 会議を利用するなど直接話し合う場を設ける等の改善が望まれます。
- 区との連携における役割分担の不明確さ：一部のケースにおいて、児相と区との間でどちらがケースを持つかについて合意できていない状況があるようです。また、主担当の決定や連携・協働の方法が一応定められているものの、曖昧な部分が多く、その曖昧さを児相が負担する形になっています。区の相談・調査機能の強化や、初期調査を区に担ってもらうことについて検討が必要であり、そのためには区での人材配置拡充や客観的な判断材料を用いて役割分担を明確化することが望まれます。
- 複雑なケースや連携の困難なケースでの児童福祉審議会の活用：複雑なケースや他の関係機関との連携に困難を感じるケースにおいて、児童福祉審議会をより積極的に活用することが望まれます。

提案

- 児童福祉審議会の活用
- ケースの初期調査段階で主担当を振り分けるシステムの検討（福岡市参照）
- 区の人材配置拡充：例えば区の要対協に他の児相 OB を配置するなど、担当者をバックアップする体制について検討ください。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.52	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	B
No.53	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	B
No.54	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A
No.55	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	B
No.56	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
No.57	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	A
No.58	児童福祉審議会からの意見聴取や報告を適切に行っているか	B